

ヒュームとスミスにおける経済発展と不平等

岡山大学 新村 聡

I はじめに

市場経済の歴史を通じて、経済発展と不平等の関係はくりかえし議論されてきた。近年、国際的にも国内的にも不平等が拡大しつつあり、経済発展と不平等の関係があらためて問われている。本報告は、市場経済の勃興期に、デイビッド・ヒュームとアダム・スミスが、経済発展と不平等の関係をどのように捉えたかについて考察することを課題としている。

経済発展と平等との関係については、クズネッツ・カーブがよく知られている。サイモン・クズネッツは、1955年のアメリカ経済学会長講演で、所得分配の不平等は経済発展とともに拡大してきたが、20世紀中葉の先進工業国では不平等が縮小しつつあることを指摘した。グラフの縦軸に不平等度（上位5%の所得シェアまたはジニ係数）、横軸に1人あたりの所得または時間をとると逆U字型のカーブが描かれる。これは経済成長とともに、ある段階までは不平等が拡大し、やがて平等になるという関係を意味している。このクズネッツ・カーブは、多くの国について実証研究で確認されている。ヨーロッパとアメリカでは、不平等は第一次世界大戦の直前に最大であり、その後は平等化が進んだ。

ところが20世紀の終わり頃から多くの国でカーブは再び反転し、不平等が拡大するようになった。米英日などの先進資本主義国、多くの発展途上国、旧社会主義体制崩壊後のロシア・東欧、改革・開放以後の中国などで、不平等が拡大している。

本報告で検討するのは、市場経済の勃興期である18世紀の英国において、ヒュームとスミスが、不平等化から平等化へ向かう逆U字型のカーブを認識していたのでないかという仮説である。

経済発展と不平等の関係については、二つの因果関係が問題となる。一つは、経済発展が不平等を生み出すかどうか、もう一つは、逆に、不平等が経済発展を促進するかどうかである。一般に、不平等主義者は、経済発展は不平等をもたらすし、逆に不平等は経済発展を促進すると主張する。他方で、平等主義者は、経済発展は平等をもたらすことができるとし、平等は経済発展を促進する、と主張する。

平等については、機会の平等と結果（所得・資産）の平等が区別される。ヒュームとスミスが、自由貿易政策に代表されるような機会の平等の断固たる支持者であったことについては異論はないであろう。問題は、結果の平等を二人は支持したか否かである。

従来、ヒュームとスミスは、所得や資産の不平等を肯定する不平等主義者と見なされることが多かった。たしかに二人は、その著作の中で、不平等を肯定する見解を述べている。しかし他方では平等を支持する見解も述べており、二人の立場は単純ではない。ヒュームは『道徳原理の研究』（以下『研究』と略す）で不平等を肯定する一方、『政治経済論集』（以下『論集』と略す）では平等を主張している。またスミスは、『国富論草稿』では不平等を

容認し、『国富論』では平等を支持している。以下では、これらの一見矛盾する見解の関連について考察し、ヒュームとスミスが基本的には平等主義者であったこと、かれらは、平等化が望ましく、実際にも平等化しつつあると考えていたことを示したい。

II ヒューム『道徳原理の研究』の平等主義批判

ヒュームは、『研究』で、所有の平等な分配を要求した水平派を「一種の政治的狂信者」と呼び、その平等主義的見解をきびしく批判している(JPM,193-4/渡部訳,32-3)。ただしヒュームは、平等主義を最初から全面否定するわけではなく、まずは、水平派の平等主義的見解が「人間社会にとって有用であるだけでなくそれ自体実行可能であるというもっともらしい外観」を呈していた3つの理由を指摘している。その第1は、「もしあらゆる自然の贈り物が人類の間で平等に分けられ、技術や勤労によって改良されるならば、すべての個人は、生活必需品のすべてと生活の慰安品の大部分をすら享受するであろう」ということ、第2は、「平等が貧者の幸福を増大させる程度は富者の幸福を減少させる程度よりも大きい」こと、第3は、スパルタなど古代ギリシャ諸国で土地均分法が実施されたことである。

ヒュームは、以上のように平等主義の「もっともらしい外観」の根拠を述べた後、一転して平等主義を批判する。ヒュームは、「完全な平等」が「實際上実行不可能であり」「人間社会にとって極度に有害である」と主張する。その理由の第1は、「財産をどれほど平等にしようとも、人々の技術、配慮、そして勤労の程度の相違は、たちまちその平等を打ち砕くであろう」ということである。これは、能力や勤労の差が報酬の不平等を生むという見解であり、今日のいわゆる業績主義・成果主義の考え方につながる。ヒュームは、第2に、「もしこれらの徳〔技術・配慮・勤労〕を抑制するならば、社会をもっとも極端な窮乏に陥れる。そして少数の人々の欠乏や極貧を防止する代わりに、社会全体にとってそれを不可避とする」と述べる。報酬の平等を強制することは、勤労を抑制することになり、社会全体の生産量を減らすことになるのである。このように、ヒュームは、勤労に比例した不平等は勤労意欲を促進することを通じて社会全体の富裕をもたらすという功利主義的観点から、不平等を正当化している。

不平等が支持される第3の理由は、完全な平等を実現するためには、不平等を罰する「峻厳な司法権」が必要であり、「やがて圧制に堕しきわめて不公平に行使される」危険性が高いことである。そして第4の理由は、「財産の完全な平等はあらゆる従属関係を破壊するので、首長の権威を極度に弱め、あらゆる権力を所有権と同様にほぼ同一の水準に引き下げる」ことである。つまり、財産の不平等は政治的権威と秩序を維持するために必要という見解である。

III ヒューム『政治経済論集』の平等主義

ヒュームは、『研究』とほぼ同じ時期に刊行された『論集』では、不平等を批判して平等な分配を擁護している(PD,265/田中訳,15)。そこでヒュームは、平等な分配を支持する3つの理由を述べている。第1は、「平等は人間性にもっともふさわしい」ことである。この表

現が何を意味するのかについていろいろな解釈が可能であるが、おそらくヒュームは、人々が生活必需品と便益品を十分に享受することは人々に満足と幸福を与えるという功利主義的見解を述べようとしたのであろう。

第2の理由は、「平等が貧者の幸福を増大させる程度は富者の幸福を減少させる程度よりも大きい」というものである。これは、『研究』で、平等がもっともらしい外観を持つ第2の理由として述べられていたのとまったく同じ文言である。ヒュームは、平等な分配が社会の最大の幸福をもたらすという功利主義的命題を、『研究』では、平等にもっともらしい外観を与える理由として述べ、『論集』では平等が真に望ましい理由として述べるのである。

平等が支持される第3の理由は、平等な状態のほうが租税負担感を減らし、国家のためにより多くの租税を集めることができるというものである。ヒュームは、不平等な分配で富者に課税するよりも、平等な分配で全国民に平等に課税するほうが、社会全体の負担感が少ないと考えた。

上述した『研究』の平等批判と『論集』の不平等批判とは、一見したところ正反対の主張に見えるが、両者は必ずしも矛盾していない。ヒュームが『研究』で肯定する不平等とは勤労に比例した所得の不平等である。比較されているは、より多い勤労所得とより少ない勤労所得、つまりいずれも勤労所得である。これに対して、『論集』で論じられている平等と不平等は、二つの勤労所得の比較ではない。

ヒュームは、『論集』で、労働者や職人の低賃金を、「労働の成果のうちわずかな部分しか自分のものとしないうこと」(PD,266/訳,16)と説明している。つまりヒュームは、高賃金と低賃金の区別を、労働者が生産した労働の成果のうち、労働者自身が享受する部分と雇用者が取得する部分との関係として理解したのである。したがって、『論集』でヒュームが主張している平等とは、労働の成果のうち、労働者自身が受け取る所得部分が雇用者＝富者が受け取る所得部分に対して十分な大きさを持つことを意味すると解するべきであろう。『論集』で批判されている不平等は、勤労所得と非勤労所得との関係なのである。

したがって、ヒュームが『研究』で主張する勤労所得の不平等と、『論集』で主張する勤労所得と非勤労所得との平等は矛盾しない。いずれも労働者が自分の労働の成果をその労働にふさわしく享受することを意味するのである。

IV スミス『国富論草稿』の不平等主義

スミスは、『国富論草稿』において、文明社会では富裕な地主や大商人はほとんど労働せず、他方で勤勉な労働者は貧しいこと、文明社会における財産の不平等が勤労に反比例することをはっきり述べた上で、そのような極端な不平等にもかかわらず、文明社会では資本蓄積と分業が進展して社会の最下層にまで富裕が拡大することを指摘して、不平等を容認する考え方を示している(ED,563-4)。スミスは、平等と富裕の間にはトレード・オフの関係があること、未開社会は平等であるにもかかわらず貧困であるのに対して、文明社会は不平等であるにもかかわらず富裕であることを示して、文明社会の不平等を富裕の観点

から擁護したのである。

同じ文明社会における不平等の擁護論でありながら、ヒュームの『研究』では、勤労に比例した賃金、つまり勤勉に働く労働者と勤勉ではない労働者との賃金の不平等であるのに対して、スミスが論じている不平等とは、労働者とほとんど労働しない地主や大商人などとの所得の不平等であり、その性格は大きく異なっている。

スミスは、すでに『法学講義』と『国富論草稿』の段階において、文明社会をたんなる独立生産者の社会ではなく資本主義社会として認識し始めていた。スミスは、文明社会が土地と資本の所有を前提としていること、文明社会における所得の大きな不平等は労働報酬の差ではなく、地代・利潤・利子などの財産所得＝不労所得と賃金との差から来ることを認識していた。大地主や大商人が富裕なのは、労働貧民に比べてより多く労働するからではなく、地代・利潤・利子などの不労所得があるからにほかならない。所得が労働の報酬である独立生産者や労働者の場合には、勤労の差に比例する所得の不平等は、勤労を促進するという理由から正当化できる。しかし地代や利潤のような不労所得が所得の大きな割合を占める資本主義社会では、所得の不平等を、勤労の結果としても、また勤労を促進する原因としても正当化することはできないのである。

そこでスミスは、労働者と財産所有者とが階級として分離し、勤労所得としての賃金だけでなく財産所得＝不労所得としての利潤・地代が存在する階級社会としての資本主義社会において、なおかつ財産の不平等を正当化する理論を作り出した。スミスが、『国富論草稿』や『法学講義』で端緒的に論じ、『国富論』で完成させた分業と資本蓄積の理論は、資本主義的市場経済の全機構を分析することによってこの理論課題に応えるものであったと考えられる。資本所有と土地所有は必ずしも勤労の結果ではないし、利潤・利子・地代は勤労の報酬ではない。しかし、これらの存在を前提とした資本主義経済のもとで、資本が蓄積されて生産的労働者が雇用され、分業によって労働生産力が上昇する。資本所有と土地所有も、また不労所得としての地代・利潤も、労働者の分業労働が効率的に遂行される経済システムに必要な前提となっているのである。

V スミス『国富論』の平等主義

『国富論草稿』に示されたスミスの文明社会認識は、その後『国富論』においてどのように変化しただろうか。かつて内田義彦は、『国富論草稿』と『国富論』との間に理論的な飛躍がある一方で、不平等にもかかわらず富裕な社会という「市民社会の表象的把握と分析視角」は保持されていると解釈した（『増補 経済学の生誕』未来社,196）。たしかに『国富論』では、上述したように、文明社会において、未開社会に存在しない土地や資本の不平等な所有を前提として全般的富裕が実現するメカニズムが『国富論草稿』よりもいっそう理論的に洗練された形で述べられている。しかしそれと同時に、『国富論』では、未開社会と文明社会との比較だけでなく、文明社会の発展がもたらす経済的帰結についても考察されている。

スミスは、『研究』のヒュームと同様に、労働者の能力や勤労の違いにもとづく賃金の不平等（出来高賃金制）はどんな文明社会にも存在するし、また存在することが望ましいと考えていた（『国富論』第1編第8章）。不平等か平等かということが大きな問題となるのは、『論集』のヒュームが論じたような、労働者の賃金と非労働者の財産所得（利潤・地代）との関係である。スミスは、賃金と利潤・地代との関係について、未開社会から文明社会への発展では不平等が拡大するのに対して、初期の文明社会からより高度な文明社会への発展（イングランドでは17世紀以後）では所得の平等化がすすむと考えていたように思われる。以下では、その点を、賃金、利潤・利子、地代の順に考察する。

スミスは、名目賃金と実質賃金のいずれもが資本蓄積とともにしだいに上昇すると考えていた。資本蓄積によって労働需要が労働人口よりも急速に増加するために、名目賃金が上昇する。そして、穀物などの生活必需品と便益品は安価になるから、実質賃金は名目賃金以上に上昇するのである。スミスは、17～18世紀のイングランドや北米植民地において、名目賃金と実質賃金の増加が実際に見られたことを述べている。

これに対して、利潤率と利子率は、資本蓄積とともに低下する。スミスは、資本蓄積ともなう競争の増大と賃金の上昇によって、利潤率が低下し、利子率はいっそう急速に低下すると予想した。資本蓄積とともに資本額は大きくなるが、利潤率・利子率はそれ以上の割合で低下し、その結果（資本額と利子率の積で決まる）利子の額も減少するとスミスは考えていたように思われる。というのは、スミスは、オランダを例として次のように述べているからである。

「富の全量を獲得してしまい、事業のあらゆる個々の部門にそこに投下しうる最大量の資財がある国では、通常の純利潤率は非常に低いであろうし、そこから支払われうる普通の市場利子率も非常に低くて、まさにもっとも富裕な人々以外のだれにとっても、貨幣の利子で暮らしを立てることは不可能となるであろう。小財産や中財産を持つすべての人々は、自分の資財の使用を自分自身で管理せざるをえなくなるであろう。ほとんどすべての人が事業家(a man of business)になるか、またはある種の事業に従事することが必要になるであろう。ホラント州はこの状態に近づきつつあるように思われる。」(WN,113/中公 文庫 I,161-2)

スミスは、利子率の低下とともに、資本所有者の中で、自らは労働しない利子生活者は減少していき、勤勉に資本を使用する事業家が大多数を占めるようになると予想した。一方で賃金が増し、他方で利潤・利子が率においても金額においても低下するならば、労働者と資本所有者の不平等は資本蓄積とともにしだいに縮小し、平等化が進むことになる。

地代はどうであろうか。スミスは、地代率は、歴史の発展とともにしだいに上昇する傾向があると考えていた（『国富論』第1編第11章）。したがって土地の大きさが一定ならば、地主が受け取る地代額は、地代率と比例して上昇する。しかしスミスは、長子相続法や限嗣相続法が廃止されるべきであると考えていた。もし土地の均分相続が実現するならば、地主各人が所有する土地面積はしだいに減少していき、大部分の地主は小地主になるであ

ろう。そうなれば、たとえ地代率が上昇しても地主各人が受け取る地代額は減少し、労働者の賃金と地主（1人あたり）の地代との不平等・格差は減少して、所得の平等化がすすむことになる。土地の均分相続は、広大な土地を遺産として相続して労働せずに怠惰に暮らす大地主を減らし、自らも土地改良に勤勉に努力する小地主を増やすという点で、努力と能力だけで所得が決まる機会平等の社会へ近づく方策でもあった。

スミスは、資本蓄積とともに、一方では労働者が受け取る名目・実質賃金が上昇し、他方では利潤率・利子率がしだいに低下して資本家が受け取る利潤額・利子額が減少するので、労働者と資本所有者の所得不平等・格差は縮小しつつあると考えた。また、長子相続法と限嗣相続法が廃止されて均分相続が実現し、地主1人あたりの土地面積が相続によって減少していくならば、地代率の上昇にもかかわらず地主各人が受け取る地代額も減少し、労働者と地主の不平等もしだいに縮小していくはずであった。

VI むすび

ヒュームとスミスがしばしば不平等主義者と考えられてきたのには二つの理由があった。一つは、二人とも、勤労に比例する所得の不平等・格差を支持したからである。そしてもう一つの理由は、二人とも、平等で貧困な未開社会よりも不平等で富裕な文明社会が望ましいと考えたからである。しかし社会的な平等または不平等を論ずる場合には、賃金のわずかな不平等よりも、賃金と地代・利潤・利子などの非労働所得との大きな不平等こそがより重要な問題のはずである。また、未開社会から文明社会への移行だけでなく、何よりも文明社会における変化のあり方が問われなければならない。

ヒュームは、高賃金を、賃金の非労働所得に対する比率の上昇として理解した上で、それを平等として支持した。スミスは、未開社会から文明社会への移行においては不平等が拡大したが、17世紀以後のイングランドのような発展しつつある文明社会においては、資本蓄積とともに賃金が増加し、利潤・利子が減少して、不平等は縮小しつつあると考えた。そして今後も、資本蓄積が続き、さらに土地相続制度の改革が実現するならば、いっそうの平等化が実現するだろうと予想したのである。スミスがしだいに実現しつつあると考えたのは、労働者・資本所有者・地主のだれもが勤勉に努力し、各人の能力と努力だけに比例して所得が決まるような機会の平等が実現する社会であり、また、能力と努力の差以外の要因で決まる所得の不平等が縮小するという意味で所得の平等化が実現する社会でもあったのである。

【 図、引用文、参考文献リスト等は報告当日に会場で配布する予定です。必要な方はメールで請求してください。E-mail: niimura@e.okayama-u.ac.jp 】